



平成27年5月13日

各位

上場会社名 富士急行株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 堀内 光一郎
(コード番号 9010 東証・第1部)
責任者役職名 常務取締役 常務執行役員 監査室長兼
総務部長兼資材部担当兼企画部担当兼
コンプライアンス担当兼IT推進委員長
氏 名 小泉 孝範

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成27年6月19日開催予定の第114回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

今般の会社法改正により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が社外取締役、社外監査役から、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）や監査役に拡大されたため、定款規定を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意（監査役の全員一致をもって行う監査役会の同意）を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月19日（予定）

定款変更の効力発生日 平成27年6月19日（予定）

以上

(お問い合わせ先)

本社 総務部

電話 0555(22)7112

(下線_____は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第27条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第28条 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第29条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第28条 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第36条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第37条 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第38条～第44条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第37条 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第38条～第44条 (現行どおり)</p>